

納税義務者が亡くなられたときの市民税・都民税の手続きについて

〔納税義務の承継〕

納税義務者が亡くなられて相続が生じた場合、市民税・都民税の納税義務は相続人に承継され、相続人に納めていただくこととなります。

〔相続人代表者の届出〕

市民税・都民税は1月1日（賦課期日）現在で住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税し、納税通知書を6月に送付しています。賦課期日の翌日から納税通知書送付までの間に納税義務者が亡くなられた場合には、納税通知書は相続人に送付されることとなります。

例：1月1日現在武蔵野市にお住まいの方で、前年中に所得金額が一定額以上あった方が、1月2日以降に亡くなられた場合、市民税・都民税が課税され、6月に相続人に納税通知書が送られることとなります。

武蔵野市では、相続人のうちの一人を代表者として納税通知書等を送付していますので、相続人代表者届を市民税課へ提出してください。

※代表者が法人の場合には、法人番号を記入してください。

〔亡くなられた後に税額が変更されるとき届出〕

納税通知書が送付された後に納税義務者が亡くなられた場合でも、確定申告等により税額が変更となるときには、税額変更通知書等を受け取る相続人代表者の届出が必要です。相続人代表者届を市民税課へ提出してください。

〔市民税・都民税が給与から差し引かれていた方が亡くなられた場合届出〕

市民税・都民税が給与から月々差し引かれていた（「特別徴収」といいます）方が亡くなられた場合、差し引かれていない金額については、給与からの差し引きから、個人で納付する方法（「普通徴収」といいます）に切り替わり、相続人に納めていただくこととなります。相続人代表者届を市民税課へ提出してください。

〔市民税・都民税が年金から差し引かれていた方が亡くなられた場合届出〕

市民税・都民税が年金から差し引かれていた（「特別徴収」といいます）方が亡くなられた場合、差し引かれていない金額については、年金からの差し引きから、個人で納付する方法（普通徴収）に切り替わり、相続人に納めていただくこととなります。相続人代表者届を市民税課へ提出してください。

〔相続放棄をされた場合の手続き〕

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄され、相続人がいない場合には、その納税義務は承継されません。この場合、家庭裁判所の証明書（相続放棄申述受理証明書）の提出が必要です。

〔相続人代表者届の提出先及び問合せ先〕 ※相続人代表者届は郵送でも提出できます。

武蔵野市財務部市民税課 〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422 (60) 1823 (ダイヤル)